



引越 How to Book

ハトの引越快適ガイドブック



おかげさまでハトのマークは50周年

全国が私たちの地元! ハトのマークの引越センター



おかげさまでハトのマークは50周年

昭和49年12月、東京で引越専門協同組合を設立し、スタート。

引越専門業者として、信頼される「親切」で「ていねい」な
地域密着型サービスに努めてまいりました。

料金体系も「安心」な全国同一。
あらゆる引越のニーズにお応えしています。

ハトのマークなら、

親切 ていねい 安心

かしこく引越。

ハトのマークでは、
新商品・資材の開発など、
あらゆる環境活動に取り組んでいます。
また、資格取得、実務、マナーなど、
すべての社員の能力をアップさせる、
あらゆる研修を行っています。



TRAINING

研修会

資格、実務、マナーなど、あらゆる研修をおこなっています。

引越管理士資格認定制度といった資格取得をはじめ、実務、マナーなど、あらゆる研修を通じて、
引越に関する技術や知識の向上を図っています。



LICENSE

引越管理士

ハトのマークでは、引越管理士資格認定制度を採用し、引越に関する技術や知識の向上に、努力しています。



全国ネットを駆使して、『親切・ていねい・安心』をモットーに
お客様に感動されるお引越しを日々心掛けております

CONTENTS

POLICY/TRAINING ポリシー & 研修会

1

INDEX もくじ

2

Q&A/Option あなたの引越しはどのタイプ?

3

PACKING ハトのマークなら、よりスピーディー。ゴミを出さずに梱包。

5

PACKING ADVICE あなたにもできる、計画的な荷造り。

7

LOCATION 引越先が決まったら、周辺の地図で確認、引越。

9

NET WORK ハトのマークなら、全国をしっかりとネット。

10

INFORMATION 標準引越運送約款のポイント

11

FREE MEMO ×メモ

12

CLAUSE 標準引越運送約款

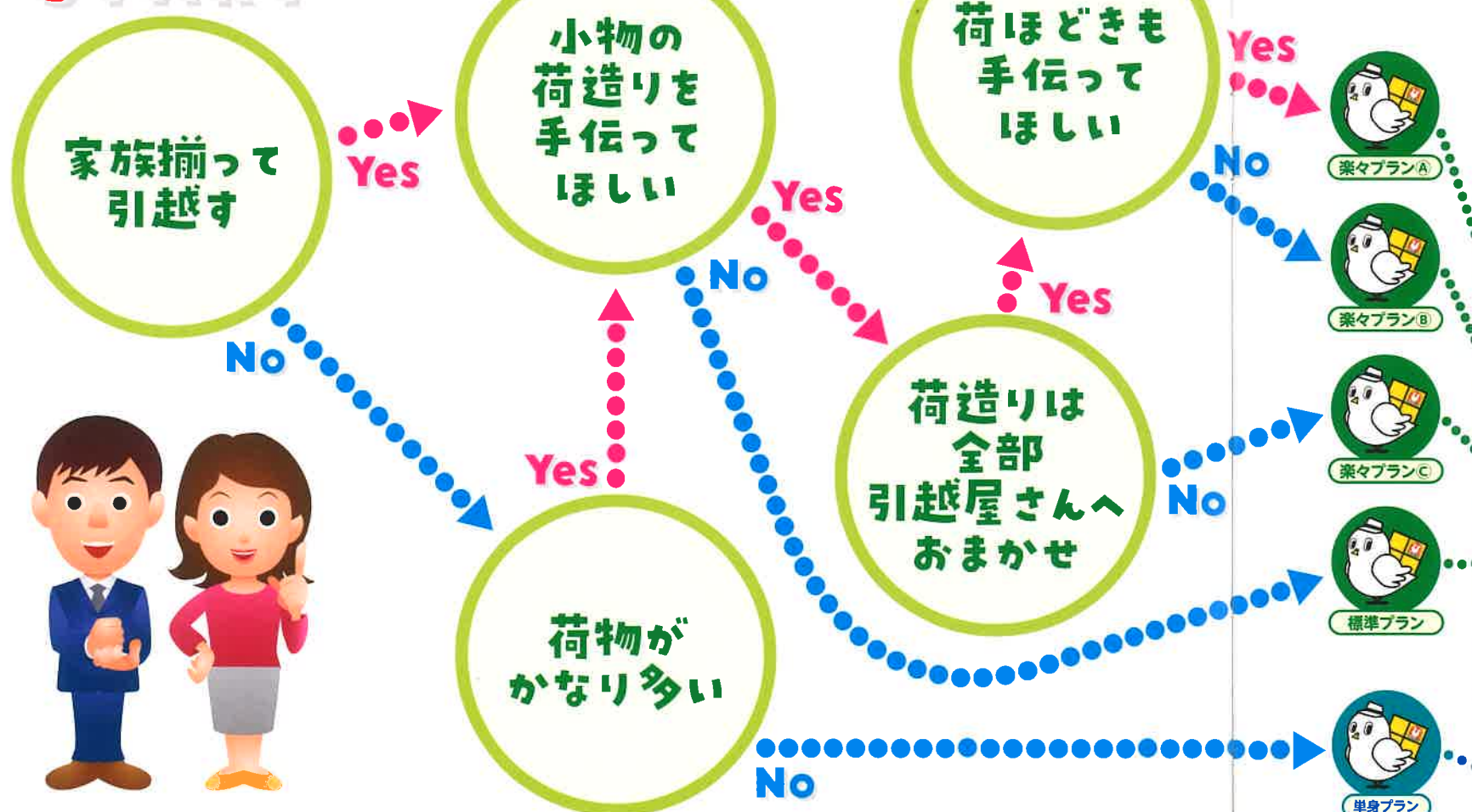
13



Q & A あなたの引越しは どのタイプ?

あなたにぴったりフィットした
プランをさがしましょう。
さて、あなたの引越しはどのタイプですか?

START



ファミリープラン

家族の数だけ、引越の数があります。
ハトのマークでは、どんな家族にもうれしい、さまざまな引越をご用意。



引越のプロセス



楽々プランA

まかせっさりだから、楽々。
お客さまは引越先へ移動するだけです。

楽々プランB

「新居で荷ほどきは自分で考えながら
やりたいので、梱包だけお願いしたい」という方に。

楽々プランC

「食器棚や台所まわりだけ大変なので
お手伝いして欲しい」という方に。

標準プラン

小物類の荷造りと荷ほどきは自分でやるので
運んでもらう部分をお願いしたい。

単身プラン

学生の人や単身赴任の方にも、
ハトのマークはしっかり応えます。

小丸鳥パック

荷物の少ない学生や
単身赴任の方にぴったり。

学生A君の場合
テレビやステレオは
やっぱり必要。
あとは洋服と本かな!

段ボール×5個+TV
+
ミニコンボ+冷蔵庫



OPTION オプション

有料

必要なものだけをプラス。
こんなオプションサービスもあります。

エコ・プラン

「しんせつ・ていねい・あんしん」の新提案!

エコ・テレBOX

無駄なごみを出しません。組み立てが簡単です。ご指定日に回収致します。

※取扱いの無いセンターもございます。

●家電移設

エアコン、ウォシュレット、食洗器、BS・CSアンテナなどの取り外し、取り付けから電気工事まで幅広くお引き受けします。

●ルーム・ハウスクリーニング

手間いらずの万全ケア。旧居、新居の掃除をおこないます。

●家財の一時保管

建て替などのために一部家財を短期間お預かりします。

●愛車輸送

遠距離の方は、プロに任せれば安心。ご指定いただいた場所へ安全に輸送します。

●ピアノの輸送

運搬はもちろん、保管、調律まで専門の係員がすべて担当します。

●引越に伴う不要品処分の取次ぎ

不要品を処分業者へお取次ぎします。

家電リサイクルについて

家電リサイクル法・資源有効活用により、下記の家電製品につきましては、自治体指定の収集業者、家電販売店、製造メーカー以外ではお引き取りできません。

冷蔵庫・洗濯機・乾燥機 エアコン・テレビ

自治体または家電販売店にご連絡下さい。

パソコン

製造メーカーへご連絡下さい。

あんなことも、
こんなこともできるのかしら?
そんなあなたの要望にピッタリな、
オプションも数多く取り揃えています。

海外への引越

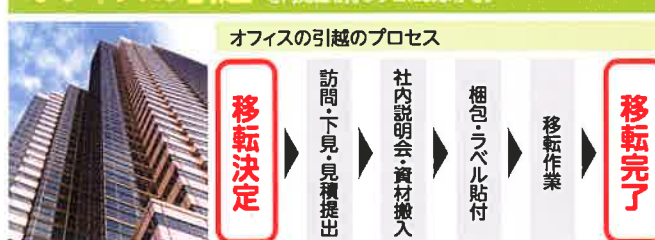
エアカーゴ、大手海運業と業務提携。
安心してスピーディに引越できます。



世界に広がるネットワークで対応いたします。

オフィスの引越

コンピュータ、コピー、OA機器など、
専門知識を持つプロにおまかせ。



オフィスの引越のプロセス

移転決定

訪問・下見・見積提出

社内説明会・資料搬入

梱包・ラベル貼付

移転作業

移転完了



PACKING

パッキング

ハトのマークは、迅速に、引越作業を行います。
しかも、あなたの引越に合わせて作業手順も多種多様。
あなたのプランをしっかりカバーします。
プロの引越のムダのない技をぜひご覧ください。



使用した資材は回収し独自のルートにより、
古紙等として役立てています。

ゴミを出さず、梱包します。



大物ご家財を繰り返し使用できる資器材で安全に、
すばやく梱包。引越後もゴミを出しません。



玄関養生

階段養生

□建物内簡易養生・新築養生

ハトのマークはご家財と同様に建物にも気を配っています。
新築には新築養生も施しています。



□ベットマットカバー

衛生面に配慮して汚さずきれいに
梱包します。



□テレビBOX

大型液晶テレビを養生して
簡単安全に梱包します。



□家電用梱包材

さまざまなご家財に対応する伸縮性のあるパットでワンタッチ梱包。



□大型家具用梱包

ベルトの付いた厚手のキルティングカバー
で安全に、スピーディーに、梱包します。

ハトのマークなら、よりスピーディー。



お客さまのご要望にあわせて、
適切な梱包資材をご用意いたします。



□緩衝材(ライトロン・クレープ紙等)

食器、壊れ物を優しく、
安全に保護します。



□ハンガーボックス

スーツ類で約8着かかります。原則当日お持ちしますのでハンガー衣類をお客様にて
収納をお願いします。



□ダンボール L

衣類、タオルなど比較的軽い物の
梱包に使用します。



□布団袋

シングルサイズの布団で
約2組収まります。



□和服ケース

デリケートな和服もぴったり梱包。
7枚程度収まります。



□ダンボール M

本、CD、食器等重い物、壊れ物等の
梱包に使用します。



PACKING ADVICE

荷造りアドバイス

すべてを私達にまかせてもらうのが一番確実なのですが、もし、簡単な荷造りは自分ですませたい方のために、荷造り方法をお教えます。ぜひ、あなたの引越の参考にしてください。

ダンボール箱の組み立て方



1本または重たいものは2本底には十字にテープを貼る



底を交互に組まない。(重い物を入れると抜ける)



荷造り前のチェックリスト

下記のご家財は運搬、設置の際に必要になりますのでダンボールに梱包はしないでください

□引越センターで工事を行う家電類のリモコンは梱包しないでください。(エアコン・テレビ等)

□カギ類は梱包しない様ご注意ください。

□ドラム式洗濯機の固定ボルトは梱包しないでください。

□移動に伴うチケットは梱包しない様ご注意ください。

【お運びできないもの】



□お客様に運んでいただきたいもの。

現金・有価証券・宝石貴金属・小切手・手形・預金通帳・キャッシュカード・印鑑 など
※その他、標準引越運送約款第4条記載の物品



□お運びできないもの

火薬類・危険物・不衛生なもの など



□見積の際にご相談いただきたいもの

動植物・ピアノ・美術品・骨董品 など



□お引受けできないものや、壊れやすいものは事前に申告してください。

必ずデータのバックアップをお願いします。

【ご注意事項】

□引越作業には万全を期してありますが、万一の場合は原則として下記の規定にて対応させていただきます。

- 当社の不手際にて破損を生じた場合、引越約款に基づき、原則的に修理対応いたします。また修理が難しい場合はその使用年数頻度に応じた査定価格を最高額として賠償責任に応じさせていただきます。
- また万一、紛失盗難などが発生した場合も時価額以上の個人的付加価値については補償できません。
- 外傷のない段ボール箱内の物品の破損に関しては、賠償に応じかねます。
- 外傷のない機械電化製品などの内部故障については、賠償に応じかねます。
- 美術工芸品、骨董品に関してはお見積の際に必ずご申告ください。万一ご申告のない場合は賠償に応じかねます。
- プログラム・データのバックアップはお客様ご自身でお願い致します。
※PC類(ハードディスク、外部メモリ、デジタルカメラ、ゲーム機を含む)のプログラム・データは補償対象にはなりません。
- 解体再組立てを想定していない大型家具につきましては、作業及び補償対象外となる場合がございます。
- 賠償の請求は引越後3ヶ月以内にご申告ください。3ヶ月を過ぎますと賠償に応じられない場合がありますので、すぐにご点検ください。なお、事前申告が無い家財および現金・宝石貴金属・動植物・火薬・危険品・一般的に不衛生な物品等は運搬及び補償の対象外となります。取り扱いに注意を要するものは事前に必ずご相談下さい。



□冷蔵庫

引越し日までに中は空にして前日の夜にコンセントを抜く。



□調味料類

ふたをきっちりと閉めて緩衝材で包む。



□皿

緩衝材で一枚ずつ包み箱には縦に詰める。



□カップ・グラス

カップは取っ手部分を充分保護し、グラスは足を緩衝材で飲み口と同じ太さに包み、さらに全体を包む。



□なべ

なべとなべふたの間に緩衝材を挟み大きい順に重ねる。



□包丁

刃の部分をダンボールではさんでガムテープで貼り、緩衝材で包む。下もガムテープを貼り刃先が動かない様に。



□洗剤・化粧品など

洗剤、化粧品などのふたはきっちりと閉めて緩衝材で包む。



□額・絵画

ガラス面にダンボールをあて緩衝材でくるむ。



□下駄箱

一足ずつ包みダンボール箱へ、箱入りの靴もダンボール箱へ詰める。



□ふとん

ふとん袋には割れ物などは一緒に入れない。ふとんを重ねて上からかぶせるとラクに梱包できます。



□小型家電

緩衝材にくるんでダンボールに入れる。



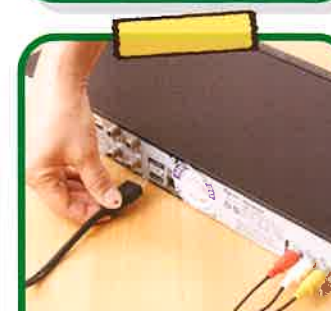
□本・CD

紐でくると本が傷むので小さめのダンボールに詰める。



□パソコン

必ずデータのバックアップをお取りください。



□AV機器配線

配線を取り外し、まとめておき接続先のマークをつけておく便利です。



□石油ストーブ

カセットタンクの灯油を使い切り、空焚きをする。

小さいサイズのダンボールには重いものを、大きいサイズのダンボールには衣類など、軽いものを入れてください





LOCATION

ご新居の状況

引越をスムーズに行なうためには、
新居の状況を確認することが肝心です。
事前にチェックしておいてください。

引越先が決まったら、周辺地図で確認。

①ご新居前の道路幅は？



☐ 余裕ですれ違い。



☐ ギリギリですれ違い。



☐ 自転車・バイクとすれ違い。

②ご新居前の周辺の状況は？



☐ 高さ制限がある。



☐ 高台に建っている。



☐ 路上駐車が多い。



☐ 交通規制がある。



☐ 樹々や看板がはみだしている。



☐ 狭い路地を通る。

ハトのマークの多彩なトラックラインナップ。



大型



4t



2t L



2t S



ワゴン



NETWORK

ネットワーク

全国14の引越専門協同組合から
成り立つ、「ハトのマークの引越センター」。
組合加盟社は約120社、さらに約130センターの
全国ネットワークで、日本中のお客様へ
サービスしています。

ハトのマークなら、全国をしっかりとネット。

《ハトのマークの引越センターの組織概要》

組合の数 14組合 (47都道府県)
組合員会社総数 約120社
センター数 約130センター
組合・組合員の従業員数 16,000名
組合・組合員の引越専従者総数 2,000名
組合・組合員の車両総数 12,000両
組合員引越総売上高 306億円 (2019年12月)

《ハトのマークの引越センターの全国組織》

名称: 全国引越専門協同組合連合会
本部: 〒101-0048 東京都千代田区神田司町
二丁目10番8号 秀永神田ビル3F
TEL: 03-5298-1208 FAX: 03-5298-1209
<http://www.hato.or.jp>



北海道ブロック

- 札幌東センター
- 札幌西センター
- 札幌南センター
- 札幌北センター
- 札幌東香保センター
- 北見センター
- 函館センター
- 旭川中央センター
- 旭川センター
- 釧路センター
- 帯広センター

東北ブロック

- 流通センター
- 弘前センター
- 八戸センター
- 秋田センター
- 一関センター
- 仙台中央センター
- 仙台北センター
- 仙台宮城センター
- 福島センター
- 会津センター
- 郡山センター
- いわきセンター

北陸ブロック

- 富山中センター
- 金沢東センター
- 福井北センター
- 越前センター

中部ブロック

- 岐阜センター
- 静岡センター
- 三島センター
- 浜松センター
- 藤枝焼津センター
- 名古屋中央センター
- 名古屋城北センター
- 春日井小牧センター
- 名古屋東センター
- 名古屋南センター
- 四日市センター
- 三重中央センター

関東ブロック

- 下館センター
- 宇都宮中央センター
- 前橋センター
- 川越センター
- さいたまセンター
- 越谷・草加センター
- 埼玉中央センター
- 松戸センター
- 八千代センター
- 千葉南センター
- 習志野センター
- 千葉東センター
- 千代田・中央センター
- 港センター
- 江東センター
- 品川センター
- 世田谷センター
- 中野センター
- 練馬センター
- 北センター
- 荒川センター
- 葛飾センター
- 板橋センター
- 墨田センター
- 江戸川中央センター
- 光が丘センター
- 調布・狛江センター
- 小平・国分寺センター
- 東久留米センター
- 江戸川南センター
- 台東センター
- 東京杉並センター
- 西多摩センター
- 横浜南センター
- 横浜西センター
- 横浜戸塚センター
- 横浜緑センター
- 横浜港北センター
- 横浜青葉・都筑センター
- 川崎幸センター
- 横浜東センター
- 信州センター
- 海外引越センター

中国・四国ブロック

- 岡山南部センター
- 広島西部センター
- 広島北部センター
- 福山センター
- 松山東センター
- 愛媛・東予センター
- 愛媛・南予センター
- 四国中央センター
- 松山西センター
- 高知東センター
- 松山南センター
- 出雲センター

関西ブロック

- 滋賀中央センター
- 京都中央センター
- 桂センター
- 大阪摂津・東淀川センター
- 大阪中央センター
- 大阪西センター
- 泉南センター
- 千里センター
- 高槻センター
- 枚方センター
- 門真・寝屋川センター
- 大阪浪速センター
- 吹田センター
- 大阪東センター
- 東灘・芦屋センター
- 神戸東センター
- 姫路北センター
- 西宮センター
- 高砂・加古川センター
- 奈良センター
- 天理センター

九州ブロック

- 北九州中央センター
- 福岡西センター
- 博多センター
- 久留米センター
- 佐賀センター
- 長崎西センター
- 大村諫早センター
- 佐世保東センター
- 熊本東センター
- 熊本中央センター
- 熊本西センター
- 鹿児島中央センター
- 沖縄中央センター

(2025年1月現在)



INFORMATION

標準引越運送約款のポイント

引越を気持ちよく
スムーズに行なうために、
標準引越運送約款を
確認しておきましょう。

① 約款について

□この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。【第1条1】

※事業所等の移転又は当店が提供する提携の容器を用いて定額で行う運送であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。



② 見積りは無料です

□見積りは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります)【第3条4】

□見積りの際に、内金、手付金などは支払う必要がありません。【第3条5】

□荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】



③ 現金や貴重品などはお引き受けできない場合があります

□お客様で運んでいただきたいもの。
現金・有価証券・宝石貴金属・預金通帳・キャッシュカード・印鑑 などお客様が携帯することができる貴重品

□お運びできないもの
火薬類・危険物・不衛生なもの など

□見積の際にご相談
いただきたいもの
動植物・ピアノ・美術品・骨董品 など



④ 引受できないものや、こわれやすい物、高価な物品は事前に申告してください

□上記のポイント③のものや、ブランド品などの高額なもの、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。【第8条】



【個人情報の取り扱いについて】

□利用目的…当店は引越サービス・引越付帯サービスへご依頼を頂いたお客様の個人情報について、当該業務遂行に必要な範囲のみ利用させていただきます。(引越サービス・引越し付帯サービス)
□個人情報の委託…当店は、引越サービス、引越し付帯サービスの業務遂行に必要な範囲内で業者に委託する場合があります。
□共同利用…当店は、お客様の引越サービス、引越付帯サービスの業務遂行のためグループ会社間で、総合システムを使用して個人データを共同利用致します。また会員企業が直接受託し単独で業務遂行する場合においても当店の総合システムを使用致します。
□第三者への提供…当店は、事前にご本人のご承諾を頂かない限り、当店はご本人の個人情報を第三者に提供致しません。
□個人情報の取扱いに関する苦情・相談、及び開示・利用停止等について…当店は、管理する個人情報について、ご本人様から利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止のご請求を受付致します。

⑤ 荷造りや作業について

□見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。【第3条2ハ】

□事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。【第7条3】



⑥ 解約・延期手数料は…

□解約・延期手数料は引越荷物受取日の前々日で見積運賃等(運賃及び料金)の20%以内、前日で同30%以内、当日で同50%以内です。すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。【第21条】



引越荷物の受取日の

前々日のご連絡

前日のご連絡

当日のご連絡

見積書に記載した運賃・料金等の

見積書に記載した運賃・料金等の

見積書に記載した運賃・料金等の

20%以内

30%以内

50%以内

【第21条2一、二】

⑦ 引越の最後に確認!

□部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、壁や床にキズがないか運送事業者と確認しましょう。



⑧ 破損や紛失については3ヶ月以内にお知らせください

□事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。【第25条1】



FREE MEMO

メモ

Grid area for free memo.



CLAUSE

標準引越運送約款

(平成2年運輸省告示第577号)
最終改正 令和6年
国土交通省告示第210号

目次

第一章 総則 (第一条～第二条)	1
第二章 見積り (第三条)	2
第三章 運送の引受け (第四条～第五条)	3
第四章 荷物の受取 (第六条～第八条)	4
第五章 荷物の引渡し (第九条～第十二条)	5
第六章 指図 (第十三条～第十四条)	6
第七章 事故 (第十五条～第十七条)	7
第八章 運賃等 (第十八条～第二十一条)	8
第九章 責任 (第二十二条～第二十九条)	9

第一章 総則

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用され、また、事業所等の移転又は当店が提供する定形の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合に、適用されません。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章 見積り

(見積り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
二 荷物の氏名又は名称、住所及び電話番号
三 荷物の受取日時及び引渡日
四 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
五 解約手数料の額
六 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
七 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
八 その他見積りに関し必要な事項

前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

4 見積料は請求しません。ただし、搬送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

5 当店は、見積りの際、内金、手付金等、前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く(を)請求しません。

6 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章 運送の引受け

(引越拒絶)

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。

二 運送に適する設備がないとき。

三 運送に際し申込者から特別の負担を求められたとき。

四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物の引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することのできる貴重品

二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物の損傷を及ぼす恐れのあるもの

三 動物、植物、生花、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するもの、他の荷物と同時に運送することに適さないもの

四 申込者が第八号第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

(運送拒絶又は利用運送)

第五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章 荷物の受取

(荷物の受取を行う日時)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

第七条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。荷送人に必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

3 前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷物の種類及び性質の申告を行います。

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。)第二十四条第二項において同じく、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの(有無並びにその種類及び性質を申告すること)を荷送人に求めます。

2 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上でこれを点検することがあります。

3 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異なるいときは、このために生じた損害を賠償します。

4 第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

第五章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(荷受人が不在の場合の措置)

第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分には、費用は荷送人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

第十二条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業所に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3 第一項の規定による処分を要した費用は、荷送人の負担とします。

4 当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人に対する支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

第六章 指図

(指図)

第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

(指図に応じない場合)

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第七章 事故

(事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したときは、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延するときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 当店は、前項の場合において、指図を待つことがないとき、又は当店の定められた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。

4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

7 当店は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第八章 運賃等

(運賃及び料金)

第十六条 当店は、荷物が危険品等他の荷物の損傷を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に際し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

(運賃等の受取)

第十八条 当店は、荷物を受け取る時に見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を受取ります。

2 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二 運賃等及び引渡料金の地名、地番及び連絡先電話番号
三 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。)

四 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
五 その他運賃等の受取に際し必要な事項

2 前項各号に掲げる、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて必要の修正を行います。

4 前項ただし書の規定において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等と異なることとなった場合の修正については、次の各号に基づき行います。

一 実際、運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

二 実際、運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より多い場合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

三 場合、荷送人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に变化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

5 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後、荷受人等から運賃等を受取することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

(事故等と運賃、料金)

第十九条 当店は、第二項第一項の規定により処分をしたときは、その処分を要する運賃、料金その他の費用を受取り、並びに当店が既に付した運賃及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を受取します。

2 当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分を要する運賃、料金その他の費用を受取ります。

3 当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において、申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を受取します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条

第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に付した運賃及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を受取します。

5 第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を受取している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が受取るべき金として、金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

(解約手数料又は延期手数料等)

第二十条 当店は、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は延期の理由が荷送人の責任によるものであること、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたことに限り、第三号第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一 見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき見積運賃等(料金をあてはめて、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限り、次号及び第三号において同じ。)の二十パーセント以内

二 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき見積運賃等の三十パーセント以内

三 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき見積運賃等の五十パーセント以内

3 解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限り)を受取ります。

4 第一項ただし書の規定は、前項の費用の受取について準用します。

第九章 責任

(責任と準証等)

第二十一条 当店は、荷物の受取(荷造りを含む。)から引渡し(開梱を含む。)までの間にその荷物その他のものが滅失若しくは損傷し若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第二十二条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 荷物の欠陥、自然の消耗

二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事又はは盗盗

四 不可抗力による火災

五 予見できない異常な交通障害

六 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

八 荷送人又は荷受人等の故意又は過失

(引越制限荷物等に関する特則)

第二十三条 第四号第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2 貴重品、壊れやすいもの、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上の特種の注意を要する荷物(第四条第二項各号に掲げるものを除く。)については、荷送人が第八号第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特種の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第二十四条 当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

二 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

三 第一号及び第二号が同時に生じたとき受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

(除外期間)

第二十五条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しされた日(荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは消滅します。

2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することがあります。

3 荷送人が第三号から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人が裁判上の請求をされた日から三月間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(連絡運送又は利用運送の際の責任)

第二十六条 当店は、他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

(荷送人又は荷受人等の賠償責任)

第二十七条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年六月一日から施行する。

2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準引越運送約款の適用については、なお従前の例による。



パトのマークは安心と信頼のシンボル
全国ネットでご奉仕しております

引越専門協同組合

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目10番8号 秀永神田ビル6F

